

無償化の対象となる子どもの保護者の方へ

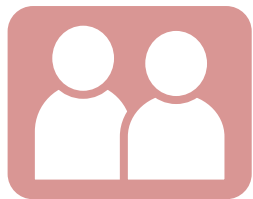
給食費（主食費・副食費）について

- 現在保育所等に通う、2号認定の子どもの給食費は、
・ 主食費（ご飯類の費用）については、**直接利用施設へ支払うか現物持参しています。**
・ 副食費（おかずなどの費用）については、**利用料の一部として市を経由して利用施設へ支払っています。**※認定こども園等の利用料の支払いは市を経由しません。
- 給食費については、引続き保護者の皆さまにご負担いただくことが原則であるとの考えから、無償化後は**利用施設へ直接お支払い**いただくこととなりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。なお、1号認定の子どもの場合は利用料に副食費は含まれておらず、現在でも給食費として利用施設に直接お支払いいただいております。

副食費のお支払いイメージ

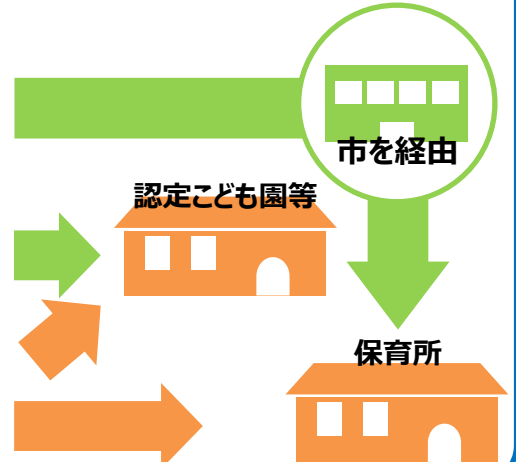
【これまで】

※2号認定の場合



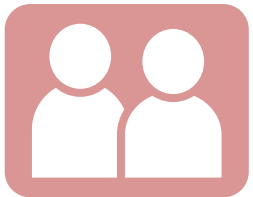
保護者の皆さま

保護者負担



【無償化後】 ※令和元年10月以降

※0～2歳児クラスを除く
無償化対象者共通

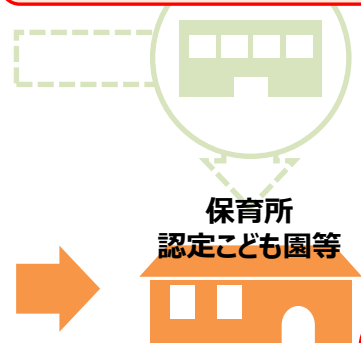


保護者の皆さま

保護者負担



市（施設）への利用料の納付は不要になります。



給食費は保育所等にお支払いください。

※ 給食費の金額は、施設ごとに異なります。

- 低所得世帯や多子世帯の子どもについては、副食費が免除されます。
 - ・ 国基準の場合、年収360万円未満相当の世帯のすべての子ども、1号認定では小学校3年生以下の子から、2号認定では小学校就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもが対象です。
 - ・ 市独自の免除制度の場合、上記の対象外で、きょうだい同時に保育所等に通う子どもの第2子以降、および同じ保護者が養育する子どもの第3子以降の子どもが対象です。
- 免除の対象となる方には、市が保護者および利用施設へお知らせします。該当の場合は利用施設へ副食費をお支払いいただく必要はありません。
 - ・ 国、市の免除制度の上限額は、月当たり4,500円です。利用施設によっては、月額上限額を超えた分をご負担いただく場合もあります。

副食費の免除対象者の範囲

【国基準による免除対象者の範囲】

※ 下表の色塗り箇所にあたる方は月額4,500円を上限に副食費が免除されます。

階層	世帯の状況 (所得割課税額の世帯合計)	1号認定(教育認定) 私立幼稚園		
		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯			
第2階層	市民税所得割非課税世帯			
第3階層Aから 第3階層C	24,000円以下～ 77,100円以下			
第4階層Aから 第5階層	131,000円以下～ 211,200円以下			小3以下の子 から数えて

階層	世帯の状況 (所得割課税額の世帯合計)	2号認定(保育認定)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯			
第2階層	市民税所得割非課税世帯			
第3階層Aから 第3階層B	24,000円未満～ 48,600円未満			
第4階層A	ひとり親世帯等 77,101円未満			
第4階層Aから 第8階層	77,101円未満～ 397,000円以上			就学前の子 から数えて

【市独自の制度による免除対象者の範囲】

※ 国基準の免除対象外で、下表の色塗り箇所にあたる方は、月額4,500円を上限に副食費が免除されます。(所得制限無し)

区分	1号認定・2号認定共通、私立幼稚園		
	第1子	第2子以降	第3子以降
きょうだい同時利用世帯		就学前の子 から数えて	就学前の子 から数えて
3子以上の多子世帯			第1子の 年齢制限無

問い合わせ先：西海市保健福祉部こども課
子育て支援班

TEL : 0959-37-0029
Mail : kids@city.saikai.lg.jp